四日市市立富田小学校PTA会則

第一条 名称

この会は四日市市立富田小学校 Р Т А と呼び,事務局を富田小学校内に置く。

第二条 会員

会員は本校に在籍する児童の父母及び保護者(以下「保護者」と言う)と本校に勤務する教職員とする。

第三条 目的

この会は保護者と教職員が一体となり、家庭・学校及び社会における児童の福祉を増進させ、かつ地域社会における役割を果たす事を目的とする。

第四条 目標

- 1.教育のあり方を理解する。
- 2.会員の知識・教養を高める。
- 3.児童と会員の厚生を図る。
- 4.学校施設の充実を図る。
- 5.学校と教育活動に協力する。
- 6.児童の校外生活を補導する。
- 7.地域社会との交流を深め、かつその役割を果たす。

第五条 専門部組織

本会は、前条の目標を達成するために次の専門部をおく。

学級委員部、地区委員部、教養部、広報部、環境部、体育部、その他必要 に応じた専門部。

第六条 役員

1.この会に次の役員をおく。

会 長 1名 副会長 2名

書 記 3名(内1名は教職員) 会 計 2名(内1名は教職員) 監 査 3名(内1名は教職員)

顧 問 学校長・教頭・前年度会長等

- 2.役員の任期は2年とし、一年毎に半数を改選する。但し会長を務めた 者は次年度に顧問を務め、その任期は計3年とする。尚、再任は妨げない。
- 3.前項に謳う任期は会計年度に準拠する。但し、後任者就任までその任にあたる。
- 4.役員の選出は別に定める「役員候補者選出に関する規程」により行い、総会に於いて承認を得る。

第七条 役員の任務

- 1.会長は、一切の会務を総括する。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
- 3.書記は会の活動状況を記録し、会員の閲覧に備え、集会の通知を発送する。
- 4.会計は総ての収支を記録し、会員の閲覧に備え、総会においては会計報告を行い承認を得る。
- 5. 監査は会計を監査する。
- 6.顧問は会務の相談を受ける。

第八条 決議機関

- 1.本会の決議機関をPTA総会とする。
- 2.総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は毎年度初めに開く。
- 3.総会は、会員の現在数の3分の1以上をもって成立し、議事は出席会員 の過半数をもって議決する。
- 4. 臨時総会は、役員会が必要と認めた時、または会員の2分の1以上から 理由を明示して総会招集の要請があった時に開く。
- 5. 欠席する場合は、委任状を提出する。
- 6.急を要する事案等については、常任委員会の決議をもってこれに当てることができる。

第九条 役員会

- 1.必要がある時に会長がこれを招集する。
- 2 . 常任委員会及び実行委員会に提案する事項及び緊急事項を決定し、処理 する。

第十条 常任委員会

- 1. 常任委員会は役員、地区委員、学級委員、各行事代表、副代表及び教職員によって構成する。
- 2.会長はこれを招集し、必要な事項を協議決定することができる。

第十一条 実行委員会

- 1. 実行委員会は役員及び行事代表者副代表者を以て構成する。
- 2. 実行委員会は必要に応じて開催する。

第十二条 専門部会

- 1.地区委員部は12地区とし(4ブロックでブロック長4名)、部長1名 副部長3名を互選する。12地区については別に定めるものとする。
- 2.他の専門部については部長、副部長はこれを置かない。

第十三条 専門部会活動(行事参加)

- 1.専門部会の活動は全員参加とし、ひとり一役を基本として毎年行事別に参加者を募集し、これを行う。PTA会員は必ず一つの行事に参加するものとする。
- 2.行事及び参加行事の決定は別に定める「専門部会活動(行事参加)に関する規程」により行う。

第十四条 専門委員会

- 1.学校長の要請に応じて,専門委員会を置くことができる。
- 2. 専門委員会は会長が委嘱する。

第十五条 会 計

- 1.この会の経費は、会費及び寄付金などをもって支弁する。
- 2.会費は,長子のみ毎月300円を徴収する。
- 3.この会の会計年度は,毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第十六条 会則の改正

この会の会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則 1.この会則は、平成14年12月4日より実施する。

- 2.会則の一部を改正し、平成15年4月25日より実施する。
- 3.会則の一部を改正し、平成17年4月18日より実施する。